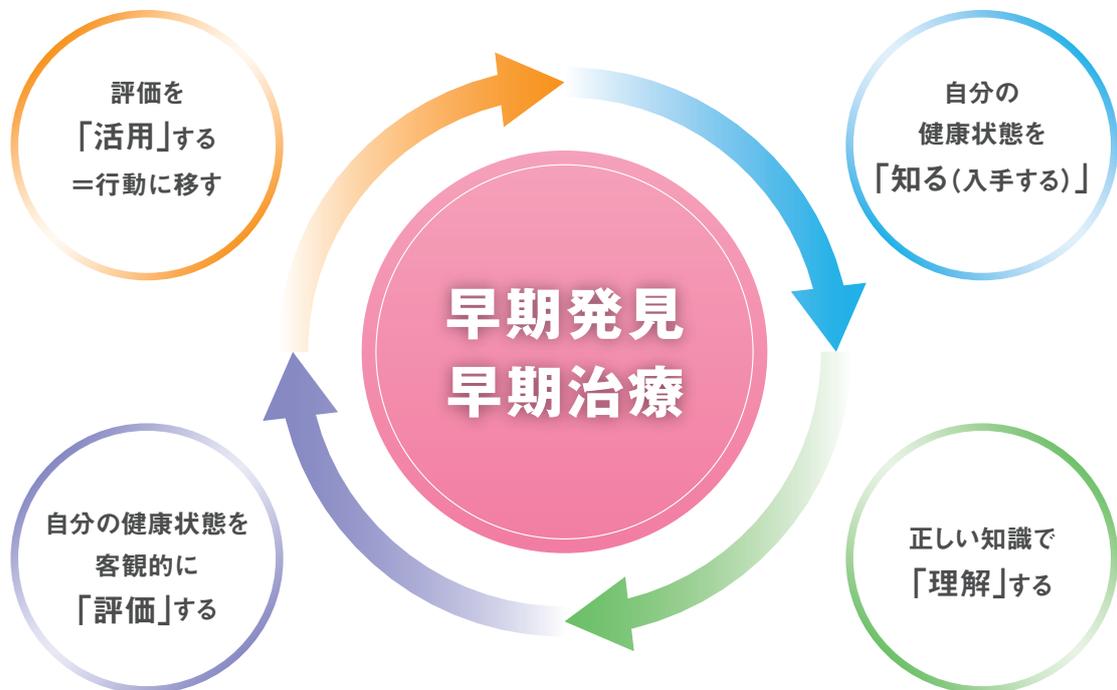


早期発見、早期治療につなげる鍵は「ヘルスリテラシー」の向上

定期健康診断の結果を放置せず、早期発見、早期治療につなげるためには、ご自身のヘルスリテラシーを高めることが大切です。ヘルスリテラシーとは、健康に関する情報を「入手」「理解」「評価」「活用」という4つの力をいいます。

健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思決定をしたりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることが必要だといえます。



就業時間中の保健指導の参加は、「勤務」とみなされることをご存知ですか。

国から義務付けられている特定保健指導の初回面談などの保健指導への参加は、本来業務ではありませんが“事業主とのコラボヘルス”により、就業時間中に保健指導を受けた場合は勤務とみなします。

上長へ事前申し出のうえ、通常の勤務時間を勤務したとみなして、申請してください。

※平成29年度より、特定保健指導、糖尿病性腎症予防プログラムなどの保健指導対象者への案内文には、(株)ダスキン人事担当専務取締役と当組合の理事長連名(平成30年4月より、常務執行役員との連名)で、『就業時間中に保健指導を受けた時間は、勤務したとみなして申請してください。対象者は特段の理由がない限り、必ず保健指導を受けてください』との報知をしております。